



平成 22 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 さ い か 屋
代 表 者 名 取 締 役 社 長 兼 社 長 執 行 役 員 岡 本 洋 三
(コード番号 8254 東証第二部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 山 本 英 二 郎
(TEL 044-211-3153)

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、シダックス・コミュニティー株式会社(以下、「シダックス・コミュニティー」という)より、平成 22 年 11 月 10 日付(訴状送達日 平成 22 年 11 月 25 日)で横浜地方裁判所における訴訟の提起を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因および提起に至った経緯

当社は、シダックス・コミュニティーとの間で、平成 21 年 6 月 1 日に、シダックス・コミュニティーが当社横須賀店南館(以下、「南館」という)においてカラオケ店を営業する目的で定期建物賃貸借契約を締結し、シダックス・コミュニティーは、同年 8 月 22 日から営業を開始しました。その後、当社は、事業再生計画に基づき、横須賀店は平成 22 年 5 月に大通り館(以下、「大通り館」という)を閉館し、新館のみで百貨店の営業を継続いたしました。シダックス・コミュニティーは、大通り館の閉館により南館付近の集客効果が契約締結当時に比べて著しく低下し、同店は、現在大幅な赤字経営を余儀なくされている、大通り館の閉館という状況の変動により、近隣同種の建物の賃料と比較して賃料が著しく不相当な状態となっている、などと主張し、平成 22 年 8 月 10 日付で賃料減額調停の申立をおこないました。しかし、当該調停が不成立となったため、今般、訴訟の提起を受けることとなった次第です。

2. 訴訟を提起した者

- (1) 名 称 シダックス・コミュニティー株式会社
- (2) 所在地 東京都調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3
- (3) 代表者 代表取締役 志太 勤一

3. 当該訴訟の提起があった裁判所および年月日

- (1) 訴訟提起のあった裁判所 横浜地方裁判所
- (2) 訴 訟 の 提 起 日 平成 22 年 11 月 10 日

4. 訴訟の内容および請求額

- (1) 訴 訟 の 内 容 賃料減額確認請求事件
- (2) 賃料減額請求の総額 52,350,000 円

5. 今後の見通し

当社は、これまでシダックス・コミュニティーとの間で誠実に協議を続けてまいりましたが、シダックス・コミュニティーが主張している主要部分が事実と異なっていることなどから、賃料減額確認請求は理由がないと考えており、今後の裁判でこの点を主張していく方針であります。なお、本件による当社業績への影響はないと認識しておりますが、万が一、影響が出た場合は、速やかにお知らせいたします。

以上